事例No.	3227
公表年度	R6
団体の属性	一般市
団体名	京都府京丹後市

事例区分	行政改革

タグ	・人材確保・育成 ・組織改革 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	人材確保・育成

事例内容・タイトル

～京丹後市における土木技術職
員等の確保に向けて～

出典

地方公務員月報2024年7月号（連載）

京都府京丹後市

～京丹後市における土木技術職員等の確保に向けて～

京都府京丹後市人事課

一　はじめに

京丹後市は、京都府の最北端、丹後半島に位置し、東西に約三五㎞、南北に約三〇㎞、面積五〇一・八五㎢の広がりをもつ、人口約五万四〇〇人（令和六年五月末）の市です。

山地には北近畿最大級のブナ林など緑豊かな風景が広がり、標高四〇〇～六〇〇ｍの山々から流れる竹野川などの流域に盆地が形成されました。

リアス式の海岸部には良好な湾や入江（潟）があり、海岸線のほとんどが山陰海岸国立公園と丹後天橋立大江山国定公園に指定されています。また、海岸線は数々の激しい地殻変動や火山活動、海蝕によって生じた奇岩・怪岩・洞窟を形成しており、日本海と日本列島誕生時のさまざまな地球の歴史を学ぶことができる貴重な海岸として、平成二二年一〇月に、「山陰海岸ジオパーク」が「世界ジオパークネットワーク」への加盟を果たし、平成二七年には、世界ジオパークはユネスコの正式事業となりました。

この様に、京丹後市は豊かな自然に恵まれ、そこから生まれる新鮮な旬の食材にも恵まれ、観光的な魅力が満載です。特に、冬の味覚の王様で幻と呼ばれる「間人ガニ」をはじめ、日本穀物検定協会による米の食味ランキングで最高ランクの「特Ａ」を、西日本最多の通算一二回獲得した実績のある「丹後コシヒカリ」、京のブランド産品の認証を受けた「京たんごメロン」や「京たんご梨」を生産するなど、農業、漁業、観光業が盛んです。

その他産業では、西陣織と並んで京都を代表する創業三〇〇年の伝統技をもつ「丹後ちりめん」の産地で、その生産量は減少してはいるものの、

日本最大の絹織物の生産地であることに変わりありません。また、本市の基幹産業として高度な技術水準を誇る二〇〇社以上の機械金属関連企業が集積するまちでもあります。

さらに、日本海を通して古代より大陸・朝鮮半島との交流が活発で、日本海側最大規模で国指定史跡の前方後円墳である銚子山古墳、農耕・機織・造酒技術の伝来をうかがわせる羽衣伝説など、古代丹後王国を彷彿させる発展の跡がうかがえる歴史を有しています。

二　土木技術職員等の人材の確保や育成に対する課題

本市においては、公共事業の執行、特に災害復旧時等において欠かすことのできない職種である土木技術職員と建築技術職員において、令和五年四月一日以前の過去五年間での応募者数が、土木技術職員で一六人、建築技術職員で九人となっており、これらのうち採用者数は、土木技術職員で五人、建築技術職員で一人と、いずれの職種においても、本市定員管理計画の人員数を確保できておらず、募集を行っても応募が少なく、採用に至るケースが少ない状況が続いていました。

このことは、土木技術や建築技術を必要とする公共事業の停滞による住民サービスの質と量を低下させるとともに、職員一人当たりが担う業務量の増加による心身への負担増を招く結果に繋がるなど、円滑で安定した行政運営や職員のワークライフバランスに支障を来す懸念から、技術系職員の継続的な確保が急務として、近年の大きな課題となっていました。

さらに、採用後の人材育成という点では、採用後の早期段階での退職も少なからずあることから、応募時や採用の前後で、業務内容における齟齬を生じさせない取組や育成支援の体制を充実するなど、退職を未然に防止する取組の検討及び実施が必要となっています。

三　人材確保のための取組事例の紹介

そこで本市では、高校生等の進路において、土

木系または建築系の技術職を目指し、大学等の卒業後には、技術系職員として、京丹後市のまちづくりに貢献したいという選択肢を持ってもらうことが大切であると考えました。

そのため、将来、本市役所で、土木技術職、建築技術職の業務に従事しようとする方に対して、専修学校（専門課程に限る）、高等専門学校（第四または第五学年に限る）、短大、大学、大学院（以下、「大学等」という。）に在籍する期間内に修学資金を貸与するとともに、市役所職員として業務に従事し、一定の条件を満たした場合には、その返還を免除する制度を新たに設けることとしました。

当該制度の検討にあたっては、本市の実態に即した効果的な制度の構築と運用が行えるよう、まずは近隣自治体はもとより、全国で類似の制度を運用している自治体やその制度内容の把握、また、近隣の高等学校や中学校の生徒の進路希望や進路先の状況を確認するなど、制度対象者のニーズ把握から始めました。

先行事例では、岡山県高梁市や北海道雄武町での取組を参考とさせていただきつつ、市立病院を有する本市において、平成二〇年度に制度を創設し、翌二一年度から現在まで運用を行い、九八人の活用実績のある「京丹後市立病院看護師等修学資金制度」をベースとして、「京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例（以下、「土木技術職員等修学資金貸与条例」という。）」を、令和五年四月一日付けで施行しました。

土木技術職員等修学資金貸与条例の概要は、将来、京丹後市役所の土木技術職、建築技術職の業務に従事する意思のある方で、大学等で土木系、建築系の学科を専攻する学生に対して、市から月額五万円の修学資金を貸与するものです。大学等を卒業後は、本市役所に就職し一〇年間勤務した場合には、貸与額の全額を免除するというのがおおよその内容で、詳細は、次のとおりです。また、参考資料として、制度の概要イメージ（※資料一）も掲載していますので、併せてご確認ください。

本条例は、本則九条で構成しております。

第一条では、目的として、京丹後市役所の土木

技術職員及び建築技術職員の確保に資するため、将来、市役所において土木技術職員等の業務に従事しようとする意思を有する者に対し、修学資金を貸与することを定めています。

第二条では、貸与の対象及び方法として、学校教育法に規定する教育機関として、高等専門学校の第四学年又は第五学年、大学、大学院及び短期大学、並びに専修学校に在籍をし、土木に関する学科又は建築に関する学科を専攻、かつ、市役所にて土木技術職員等の業務に従事しようとする意思を有する者に対し、予算の範囲内かつ規則で定める額として、月額五万円の修学資金を無利息で貸与できることを規定しています。

第三条では、修学資金貸与に係る申請、貸与の決定と通知について規定しています。

第四条では、修学資金貸与の決定の取消し又は停止について規定しています。規則で定める事由については、決定の取消しは退学や学業成績が著しく不良、または死亡などを、停止については休学したときと規定しています。

第五条では、返還について、規則で定める返還すべき事由に該当したときの返還の開始時期と返還の期間について規定をし、返還は、返還を開始した日から起算して一〇年以内に、月賦若しくは半年賦又は一括払で返還しなければならないとしています。規則で定める返還すべき事由には、貸与の決定の取消しや本市役所以外に就職したときなどを規定しています。

第六条では、返還の猶予について、規則で定める事由に該当した場合は、三年間を限度に返還を猶予することができるとし、疾病等により返還が困難と認められたときは、その期限を延長することができることを規定しています。規則で定める返還猶予の事由について、学校等を卒業したのち本市役所に採用されることなく、また他の事業所にも就職していない場合を規定しています。

第七条では、返還の免除について、本市役所に採用された日から引き続き一〇年間業務に従事したとき、業務上の死亡や疾病等により土木技術職等の業務に従事することが見込めないとき、そし

て、市長が特別の事由があると認めたときは、修学資金の返還の全部を免除することができることを規定しています。なお、土木技術職員等として業務に従事する期間が一〇年未満の場合は、当該期間に応じて修学資金の一部の返還を免除することができることを規定しています。

第八条は遅延利息について、第九条は委任について規定しています。

本制度を周知し活用してもらうための取組については、毎月発行される本市広報誌への掲載、防災行政無線での放送、市のホームページ・フェイスブック・ライン等のＳＮＳでの発信、コミュニティＦＭからの放送といった情報発信媒体の活用に加えて、本市通学圏及び近隣の高等学校、高等専門学校及び大学、また、技術系職員の出身大学等に出向いての制度説明・在学生等への周知を依頼する営業活動の二本立てで行っています。

令和五年度にスタートして以降の貸与実績については、本市内の高等学校を卒業後に建築技術分野の学校に進学予定であった一人から貸与申請が

京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の概要

目　的

将来、本市役所において土木技術職員及び建築技術職員（以下「土木技術職員等」という。）の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与し、一定の条件を満たした場合にその返還を免除する制度を新たに設け、土木技術職員等の確保を図るもの。

制度概要

１．対象者
大学、大学院、短大、専門学校、高等専門学校（第4又は第5学年）の土木系又は建築系の学科を専攻し、卒業後、京丹後市役所の土木技術職員等として勤務を希望する者

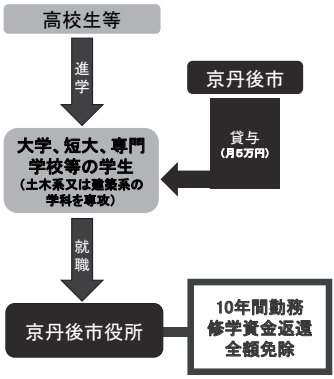
２．修学資金の貸与額
月額5万円（年間60万円）

３．貸与期間
大学等に在籍する期間

４．返還免除
【全額免除】
①土木技術職員等に採用後、引き続き１０年間業務に従事したとき
②業務上の疾病、負傷等により業務継続が見込めないとき　等
【一部免除】
採用後１０年間業務に従事しないで途中で退職した場合、業務に従事した期間分を免除する

５．貸与の取消し
①大学等を退学した場合
②大学等の成績が不良の場合　等

〈イメージ〉



※資料一　制度概要イメージ

あり、面接審査を行ったうえで貸与を決定し、令和六年四月から支給を行っております。

また、現在も継続して募集を行っている状況です。

四　今後の方向性、課題

土木技術職員及び建築技術職員の採用は、他の自治体に違わず、厳しい状況が継続することが予想されることから、本制度を継続運用していくことはもとより、一人でも多くの方に本制度のことを知ってもらい、制度を活用したい（本市の技術系職員になりたい）と思ってもらえるよう、技術系職員の配置先となる部局の業務内容や職場の紹介など具体的な仕事の内容がイメージできるような広報（※資料二）や本制度の見直しも適宜行っていくなど、制度の活用者を増加させていく必要があると考えています。

さらに、既存の技術系職員へのヒアリングやニーズ調査を行っていく中で、働く環境の改善、研修や育成支援体制の充実を図るなど、早期退職を未然に防止する取組も併せて行っていきたいと考えています。

※資料二

生活や事業活動に欠かせない水に関わる業務を担っている本市上下水道部のオフィス、業務内容や管理する水処理施設を紹介する資料です。

職場環境や業務内容をイメージしてもらえるよう活用しています。

